

令和 6 事業年度

事業報告書

第 2 2 期

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	3
(1) 法人の目的	3
(2) 業務内容	3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
(1) 銀行券等事業	4
(2) 官報等事業	5
4. 年度目標	6
(1) 概要	6
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
(1) 経営理念	9
(2) 中期運営方針	9
(3) 行動指針	9
(4) 独立採算による運営	10
6. 事業計画	11
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	15
(1) ガバナンスの状況	15
(2) 役員等の状況	16
(3) 職員の状況	17
(4) 重要な施設等の整備等の状況	17
(5) 純資産の状況	18
(6) 財源の状況	18
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	20
(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	22

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	24
(1) リスク管理の状況	24
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	24
9. 業績の適正な評価の前提情報	26
(1) 事業スキームの概要	26
(2) 主なスキーム	26
10. 業務の成果と使用した資源との対比	28
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	28
(2) 自己評価	29
(3) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	31
11. 予算と決算との対比	32
12. 財務諸表	33
(1) 貸借対照表	33
(2) 行政コスト計算書	34
(3) 損益計算書	35
(4) 純資産変動計算書	36
(5) キャッシュ・フロー計算書	36
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	37
(1) 貸借対照表	37
(2) 行政コスト計算書	38
(3) 損益計算書	39
(4) 純資産変動計算書	40
(5) キャッシュ・フロー計算書	40
(6) セグメント事業損益及び総資産の経年比較・分析	41
(7) 事業の実績	43
14. 内部統制の運用に関する情報	46
(1) 内部統制の推進	46
(2) リスク・コンプライアンスに関する事項	46
(3) 監事及び監事監査に関する事項	46
(4) 内部監査に関する事項	46
(5) 入札・契約に関する事項	47

15. 法人の基本情報 48

- (1) 沿革 48
- (2) 設立に係る根拠法 48
- (3) 主務大臣 48
- (4) 組織図 49
- (5) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 50
- (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 50
- (7) 主要な財務データの経年比較 51
- (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画 52

16. 参考情報 55

- (1) 要約した財務諸表の科目の説明 55
- (2) その他公表資料等との関係の説明 57

備考

この事業報告書中表示されている金額の中には、四捨五入の関係で各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがあります。

1. 法人の長によるメッセージ

国立印刷局は、日本銀行券や旅券（パスポート）をはじめ、国として偽造抵抗力を必要とする製品や、法令等の政府情報を国民の皆様へ正確かつ確実に伝達する手段である官報等の情報サービスを確実に提供することにより、日本経済の発展と国民生活の安定に貢献することを使命としております。

平成 15 年 4 月に独立行政法人として発足して以来、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行っているところです。

近年、社会や経済のデジタル化・キャッシュレス化が急速に進展するなど、国立印刷局の事業を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって継続して事業運営を行っていくため、創立 150 年を契機に策定した新たな経営理念の下、行政執行法人として課せられた使命を将来にわたって果たすべく、優れた製品や情報サービスを国民の皆様へ提供していけるよう、真摯に業務に取り組んでまいりました。

日本銀行券につきましては、昨年 7 月に、20 年ぶりとなる新しい銀行券の発行が開始されました。高品質で安心して使えるお札を国民の皆様へ確実にお届けするため、通貨当局と密接に連携しながら、これまで国立印刷局が培ってきた技術力や組織力を総動員して、開発・製造に取り組んでまいりました。これらの努力が結実した結果、改刷という一大事業を円滑に成し遂げることが出来ました。また、今回の改刷に当たり、国立印刷局が 150 余年にわたって継承してきた伝統技術とデジタル技術とを融合したデザインを作り上げたことについて、日本の通貨に対する信頼性確保に大きく貢献したとして、人事院総裁賞を受賞いたしました。

さらに、国立印刷局に対するご理解や銀行券に対する関心・信頼を深めていただくため、銀行券製造工場における見学の充実や、銀行券の歴史、偽造防止技術等に関する出張講演及び美術系大学における工芸官による特別講義など、広報活動も積極的に行ってまいりました。特に、工芸官による特別講義については、日本の文化芸術の振興に貢献したとして、府省庁・独立行政法人を含む国の機関として初めて文化庁長官特別表彰を受賞いたしました。

今後も、財務大臣の定める日本銀行券の製造計画を確実に達成するとともに、引き続き、高品質で均質な製品を供給し続けることを最重要ミッションとして、組織一丸となって取り組んでまいります。

旅券につきましては、外務省との契約に基づき確実に製造・納入するとともに、最新の偽造防止技術等を採用した新しい旅券（2025 年旅券）の開発と製造設備等の整備に取り組んでまいりました。昨年度末から発給が開始された 2025 年旅券では、これまで全国の旅券事務所（57 箇所）で実施していた旅券の個人情報書込作業を国立印刷局において集中的に行うことにより、旅券の信頼性とセキュリティを一段と強化するとともに旅券発給業務の効率化に寄与いたしました。引き続き、これまでの品質管理、工程管理のみならず、個人情報管理についても徹底し、旅券の円滑な作成に取り組んでまいります。

官報につきましては、本年 4 月の電子官報の発行を定めた「官報の発行に関する法律」（令和 5 年法律第 85 号）の施行に向け、内閣府等と協議・調整を行うとともに、システムの改修を実施し、電子官報の試験配信を行うなど、「電子官報の実現」に確実に対応してまいりました。引き続き、内閣府をはじめとした関係機関と連携し、実務を担う機関として、官報の原稿の作成や電磁的官報記録を記載した書面等の印刷などに取り組んでまいります。

ベース・レジストリ（公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基礎となるデータベース）につきましては、同様に本年 4 月に「情報通信技術の活用による行政手続等に係

る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 46 号)の施行に伴う国立印刷局法の改正により、ベース・レジストリを構成するデータの加工、記録、保存及び提供等に関する業務が新たな業務として加わりました。本年 4 月から開始したアドレス・ベース・レジストリ(住所・所在地関係データベース)の運用に確実に取り組みつつ、今後も、政府が推進するデジタル社会の実現に向けて、これまで培ってきた秘密保持、正確性、確実性といった国立印刷局の強みを活かして、積極的に貢献してまいります。

その他、国立印刷局が長年にわたり取り組んでいる「業務改善」や「労働安全衛生」の活動につきましては、外部機関から表彰を受けるなど、高い評価をいただきました。

国立印刷局は、創立以来、本物の提供を完遂するという組織としての強みを活かし、行政執行法人として国との密接な連携の下、時代の要請に応えつつ、培ってきた信頼を更に高め、国立印刷局に課せられた使命を確実に果たしていくとともに、社会や地域のニーズ・課題を把握し、国立印刷局として積極的に貢献していくことで、社会貢献・地域共生につなげてまいります。

本事業報告書が、業務実績に関する自己評価書や環境報告書などとともに国立印刷局の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人 国立印刷局
理事長 大津 俊哉

国立印刷局のシンボルマーク「鳳凰」



明治政府が明治 5 年(1872 年)に発行した新紙幣に「鳳凰」の図案が採用されたことから、鳳凰が国立印刷局のシンボルマークになっています。

また、明治 4 年(1871 年)に創設された国立印刷局は、令和 3 年度に創立 150 年を迎え、それを記念し、『伝統と躍進』をコンセプトとした記念ロゴマークを制定しました。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

国立印刷局（以下「当法人」という。）の目的は、独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号。以下「国立印刷局法」という。）第 3 条に定められています。その概要は、次のとおりです。

- i 日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与する。
- ii 官報の編集、印刷及び普及を行うこと等により、公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図る。
- iii 国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等により、その確実な提供を図る。

(2) 業務内容

当法人の業務は、国立印刷局法第 11 条に定められています。その概要は、次のとおりです。

- i 銀行券の製造
- ii 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供
- iii 官報の編集、印刷及び普及
- iv 法令全書等の編集、印刷、刊行又は普及
- v 国債証券、印紙、郵便切手、旅券等の製造又は印刷
- vi 上記の業務に関する調査、試験、研究又は開発

また、同条において、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、外国政府等の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券等の製造又は印刷を行うことができると定められています。

※ 令和 7 年 4 月 1 日の「官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 86 号）及び「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴い、改正国立印刷局法が施行され、当法人の目的・業務内容に変更・追加等がされています。

詳細につきましては、国立印刷局法をご覧ください。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

当法人は、国立印刷局法第 11 条において、銀行券や旅券等の製造、官報の編集・印刷等を行うことが業務の範囲として定められています。

これらの業務は、一定の事業等のまとまりとして、銀行券等事業と官報等事業に区分されており、政策目標等と両事業における主な業務との関係については、次のとおりです。

(1) 銀行券等事業

i 銀行券

当法人は、財務大臣が指示する製造計画に従って銀行券の製造を行っています。令和 6 年度の財務省の政策の目標は 5 つの総合目標から構成されており、銀行券に係る財務省の総合目標及び政策目標並びに当法人の業務との関係については、下表のとおりです。

総合目標 4（抜粋）	政策目標 4-1（抜粋）	国立印刷局の業務
通貨・金融システム 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 政 4-1-1 通貨の円滑な供給 政 4-1-2 偽造通貨対策の推進 政 4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	○銀行券の製造 ○銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供 ○前業務に関する調査、試験、研究又は開発

ii 旅券

当法人は、外務省との契約により旅券の製造を行っています。令和 6 年度の外務省の政策評価体系は 6 つの基本目標から構成されており、旅券に係る外務省の基本目標及び施策目標並びに当法人の業務との関係については、下表のとおりです。

基本目標Ⅳ	施策目標（抜粋）	国立印刷局の業務
領事政策：国民の利便に資する領事業務を実施すること	施策Ⅳ-1 領事業務の充実 1 日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。	○旅券の製造

(2) 官報等事業

当法人は、内閣府との契約により官報に係る業務を行っており、その関係については、下表のとおりです。

法令（抜粋）	国立印刷局の業務
内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号） （所掌事務） 第 4 条第 3 項第 37 号 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号） （官報） 第 1 条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。	○官報の編集、印刷及び普及

※ 令和 7 年 4 月 1 日の「官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 86 号）及び「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴い、改正国立印刷局法が施行され、官報等事業の業務内容に変更・追加等がされています。

4. 年度目標

当法人は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 9 の規定に基づき、財務大臣から前述の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」を踏まえ、達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標である「年度目標」を指示されます。令和 6 年度「年度目標」に掲げる項目及び主な内容は、下表のとおりです。

詳細につきましては、令和 6 年度の年度目標をご覧ください。

(1) 概要

国立印刷局には、明治 4 年以来、我が国が近代国家としての通貨制度の確立及び発展を図る過程において、150 年余にわたって通貨行政に対して果たしてきた役割を今後とも全うするため、行政執行法人として国の行政事務と密接な連携を図るとともに、理事長のトップマネジメントの下、経営資源を的確に管理しつつ、銀行券をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、常に事業の継続性を確保するという責務を果たし、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められています。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、年度目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名及び区分ごとの目標については、「3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」をご覧ください。

I	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	1. 銀行券等事業（銀行券）
	(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 ・ 製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。 ・ 改刷の円滑な実施を確実に推進する。 ・ 柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。 ・ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。
	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ・ 銀行券の偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。 ・ 広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確に情報提供等を行う。 ・ 製造技術等に関する協力及び研修・視察の受入れ等により国際貢献を行う。

		(3) 国民に対する情報発信 - 改刷が行われることも踏まえ、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。 - 次世代を担う子供たちに対する広報の充実に努める。
		(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 - 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。 - 情報通信技術や環境保全等に関する研究を推進する。
	2. 銀行券等事業（銀行券以外）	
		(1) 旅券の製造 - 外務省との契約を確実に履行する。 - 次世代旅券の製造体制構築等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。
		(2) その他の製品 切手等については、徹底した品質管理等の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。
	3. 官報等事業	
		(1) 官報の編集・印刷 - 平常時はもとより、災害等の緊急時においても、法律等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう、内閣府と連携し、官報の製造体制を維持する。 - 内閣総理大臣が発行する官報や書面官報等の国民への確実な提供に向けて取り組むとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。 - 作業の迅速化や業務の効率化を図る。 - 契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のG Bizインフォとの確実な情報連携に取り組む。
		(2) その他の製品 - 国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。 - 法律案の誤り防止について令和3年12月に策定した工程表に基づき、着実に取り組む。 - デジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用に関する連携に対応する等、行政のデジタル化の進展に貢献する。
	III 業務運営の効率化に関する事項	
	1. 組織体制、業務等の見直し	
		(1) 組織の見直し 適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。

	(2) 業務の効率化 ・ 国民負担を軽減する観点から、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。 ・ 業務のデジタル化を進めるとともに、情報システムの整備運用計画を策定し、関連機器の適時適切な更新を行う。 ・ 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。 ・ 極めてセキュリティ性の高い製品等を取り扱っていることを踏まえつつ、民間への業務委託を検討する。
IV 財務内容の改善に関する事項	
	1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ・ 可能な限り支出等の節減に努める。 ・ 経常収支率を 100%以上とする。 ・ 独立行政法人通則法に基づき財務内容を情報開示する。
V その他業務運営に関する重要事項	
	1. ガバナンス強化に向けた取組 (1) 内部統制に係る取組 (2) コンプライアンスの確保 (3) リスクマネジメントの強化 (4) 個人情報の確実な保護等への取組 (5) 情報セキュリティの確保 (6) 警備体制の維持・強化 2. 人事管理 3. 保有資産の見直し 4. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持 (2) 健康管理の充実 (3) 職務意識の向上・組織の活性化 5. 環境保全
VI 中期的な観点から参考となるべき事項	
	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 設備の維持・管理 (2) 研究開発等 2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織体制の効率化 (2) 業務の効率化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 経営理念

<国立印刷局の使命>

社会基盤を支える日本銀行券、官報、旅券等の製品や情報サービスを確実に提供することにより、日本経済の発展と国民生活の安定に貢献する。

国立印刷局は、決済システムの中で重要な役割を果たしている日本銀行券をはじめ、法令等の政府情報の公的な伝達手段である官報、外国渡航時の身分証明書となる旅券、加えて郵便切手、証券製品等、国民生活に密着した公共性の高い製品や情報サービスを社会に提供してきました。

創立以来の「ものづくり」の伝統を支える高度な製造技術と培ってきた信頼を更に高め、社会環境の変化と新たな時代の要請に対応し、国民生活の更なる発展に貢献します。

<行動規範>

未来創造

これまでに築き上げた国立印刷局への信頼を将来にわたり積み重ね、常に自らを客観的に観察して、組織や社会の明るい未来を築くため、新たな価値創造に挑戦します。

持続的研鑽

あるべき姿に向かって、自ら考えるとともに、切磋琢磨を通じて仕事の質的向上を不断に追求することで、自らの成長を実現します。

良識ある行動

国家公務員として、また、組織を担う一員として、国立印刷局に対する信頼と期待に応えるべく、社会のルールにのっとり、物事を真摯に深く考え良識をもって行動します。

(2) 中期運営方針

当法人は、年度目標及び事業計画を確実に達成するとともに、将来にわたって独立採算を基本とする安定的な運営を維持し、その役割を果たし続けるため、各事業における今後の事業動向を中長期的な視点で検討し、収益性の改善や生産性の向上へ取り組むことを中心に据えた5年間（令和2年度～6年度）における「中期運営方針」を定めています。

中期運営方針の各項目は、以下のとおりです。

- i 使命遂行のための事業継続と新たな価値の創出
- ii 内部プロセスの変革
- iii 経営資源の適正管理と有効活用の推進

(3) 行動指針

当法人は、当法人の業務が社会に及ぼす影響に鑑み、国民の皆様から信頼される製品づくりと組織づくりを推進するため、行動指針を定めています。

行動指針の各項目は、以下のとおりです。

- i 事業活動に関する行動指針
 - (i) 経営理念の意識
 - (ii) 製品の信頼性の確保
 - (iii) 業務の改善
 - (iv) 研究開発の推進
 - (v) 知的財産権の保護
 - (vi) 守秘義務及び情報管理の徹底
 - (vii) 安全で快適な職場環境の形成
- ii 社会に対する行動指針
 - (i) 説明責任（アカウンタビリティ）
 - (ii) 地球環境保全への取組
 - (iii) 反社会的勢力に対する姿勢
 - (iv) 地域社会への貢献
- iii 組織人としての行動指針
 - (i) 国家公務員としての服務規律の保持
 - (ii) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止
 - (iii) 情報システムの適切な使用
 - (iv) 資産等の適正な管理及び使用
 - (v) インサイダー取引の禁止
 - (vi) 取引先等への対応
 - (vii) 問題解決に向けた対応
 - (viii) 健全な職場風土の醸成

詳細につきましては、独立行政法人国立印刷局行動指針をご覧ください。

(4) 独立採算による運営

当法人は、これらの経営理念等の下、使命を確実に果たしつつ、平成15年4月に独立行政法人として発足して以来、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行っています。将来にわたっても使命を果たしていくため、中長期的な視点に立った設備投資や研究開発を実施すること等により、事業の継続性の確保に取り組んでいます。

6. 事業計画

年度目標で定められた項目を確実に達成するため、事業計画を次のとおり定めています。

当法人は、銀行券、旅券、官報等、極めて公共性の高い製品や情報サービスを確実に提供する役割を担っています。高度な技術を駆使し、高い品質の製品を安定的かつ持続的に製造することが当法人に求められる重要な責務です。さらに、中長期的な視点に立ち、的確な設備投資や研究開発の実施等により銀行券をはじめとする製品を確実にかつ効率的に生産できる体制を維持・改良するとともに、収支の改善による財務基盤の強化を図ることにより、事業の継続性を確保することが重要です。

当法人に課せられた責務を果たし、行政執行法人として国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実に・正確に執行するとともに、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を基本として、将来にわたって業務の質を向上させていくよう、取り組んでまいります。

令和6年度事業計画に掲げる項目及びその主な内容は、下表のとおりです。

詳細につきましては、令和6年度事業計画をご覧ください。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 952 1394 996">1. 銀行券等事業（銀行券）</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 996 1394 1344"> (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成【重要度・困難度：高】 - 銀行券製造計画の確実な達成及び日本銀行との契約に基づき確実に納入 - 改刷の円滑な実施を確実に推進 - 事業の継続性の確保に必要な設備投資の的確な実施 - 計画的かつ的確な設備の保守点検による設備の安定稼働及び機能維持 - 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 - 秘密管理の徹底による情報漏えいの防止及び数量管理の徹底による紛失・盗難の防止 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1344 1394 1563"> (2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 - 銀行券の偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上等による銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 - 通貨全般に関する情報収集による通貨当局への的確な情報提供 - 製造技術等に関する協力及び研修・視察の受入れによる国際貢献 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1563 1394 1697"> (3) 国民に対する情報発信 - 分かりやすい情報発信、博物館来館者及び工場見学来場者の満足度向上 - 次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1697 1394 1832"> (4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発【重要度・困難度：高】 - 効果的な研究開発の推進及び質の向上、研究成果の適切かつ効果的な活用 - 情報通信技術や環境保全等に関する研究開発の推進 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1832 1394 1877">2. 銀行券等事業（銀行券以外）</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1877 1394 2040"> (1) 旅券の製造【重要度・困難度：高】 - 受注数量の確実な製造・納入 - 次世代旅券に関する外務省との協議、設備稼働の準備、システム接続試験の実施等、技術確立並びに製造体制の構築 </td></tr> </table>	1. 銀行券等事業（銀行券）	(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成【重要度・困難度：高】 - 銀行券製造計画の確実な達成及び日本銀行との契約に基づき確実に納入 - 改刷の円滑な実施を確実に推進 - 事業の継続性の確保に必要な設備投資の的確な実施 - 計画的かつ的確な設備の保守点検による設備の安定稼働及び機能維持 - 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 - 秘密管理の徹底による情報漏えいの防止及び数量管理の徹底による紛失・盗難の防止	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 - 銀行券の偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上等による銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 - 通貨全般に関する情報収集による通貨当局への的確な情報提供 - 製造技術等に関する協力及び研修・視察の受入れによる国際貢献	(3) 国民に対する情報発信 - 分かりやすい情報発信、博物館来館者及び工場見学来場者の満足度向上 - 次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実	(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発【重要度・困難度：高】 - 効果的な研究開発の推進及び質の向上、研究成果の適切かつ効果的な活用 - 情報通信技術や環境保全等に関する研究開発の推進	2. 銀行券等事業（銀行券以外）	(1) 旅券の製造【重要度・困難度：高】 - 受注数量の確実な製造・納入 - 次世代旅券に関する外務省との協議、設備稼働の準備、システム接続試験の実施等、技術確立並びに製造体制の構築
1. 銀行券等事業（銀行券）							
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成【重要度・困難度：高】 - 銀行券製造計画の確実な達成及び日本銀行との契約に基づき確実に納入 - 改刷の円滑な実施を確実に推進 - 事業の継続性の確保に必要な設備投資の的確な実施 - 計画的かつ的確な設備の保守点検による設備の安定稼働及び機能維持 - 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 - 秘密管理の徹底による情報漏えいの防止及び数量管理の徹底による紛失・盗難の防止							
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 - 銀行券の偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上等による銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 - 通貨全般に関する情報収集による通貨当局への的確な情報提供 - 製造技術等に関する協力及び研修・視察の受入れによる国際貢献							
(3) 国民に対する情報発信 - 分かりやすい情報発信、博物館来館者及び工場見学来場者の満足度向上 - 次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実							
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発【重要度・困難度：高】 - 効果的な研究開発の推進及び質の向上、研究成果の適切かつ効果的な活用 - 情報通信技術や環境保全等に関する研究開発の推進							
2. 銀行券等事業（銀行券以外）							
(1) 旅券の製造【重要度・困難度：高】 - 受注数量の確実な製造・納入 - 次世代旅券に関する外務省との協議、設備稼働の準備、システム接続試験の実施等、技術確立並びに製造体制の構築							

	(2) その他の製品 ・ 切手等の製品の受注数量の確実な製造・納入、発注者の要望を踏まえた提案 ・ 継続的な業務プロセスの改善への取組
	3. 官報等事業 (1) 官報の編集・印刷【重要度・困難度：高】 ・ 掲示すべき時間での官報の確実な掲示及び内閣府と連携した緊急官報への的確な対応並びに官報の電子的手段による提供に係るサービス稼働率の維持 ・ 訂正記事箇所数の削減 ・ 業務のデジタル化による作業の迅速化・業務の効率化の継続的な推進及び将来の官報システム刷新に係る検討・整理 ・ 「官報の発行に関する法律」(令和 5 年法律第 85 号。以下「官報法」という。)の成立を受けた、内閣総理大臣が発行する官報や書面官報等の国民への確実な提供に向けた課題解決への取組 ・ 機械可読なデータ構造の実現に向けた検討 ・ 法令データのデジタル正本の提供体制確立に向けた実証実験への参画及び法令データ共通化に対応するための新たなシステムの構築の検討 (2) その他の製品 ・ 国会用製品等の製品の受注数量の確実な製造・納入 ・ 法律案の誤り防止のための編集・印刷システムの機能改善等への取組 ・ デジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用に関する連携や内閣府の要請に基づく機械可読なデータへの変換に係る検討協力等、行政のデジタル化の進展等による受注変化への的確な対応や継続的な業務プロセスの改善への取組 ・ 財務省等が取り組む行政文書の電子化作業への協力
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ・ 適正な人員配置、適正な給与水準の維持 (2) 業務の効率化 ・ 経費率（本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けた取組 ・ ペーパーレス化への取組及び情報システム関連機器の計画的な更新 ・ 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施及び契約実績の公表 ・ 民間への業務委託の検討
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ・ 広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費以外の「販売費及び一般管理費」（本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く）の抑制（前年度以下）
IV	短期借入金の限度額
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ・ 豊島敷地及び豊島宿舍の売却収入の国庫納付に向けた取組

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. ガバナンス強化に向けた取組	(1) 内部統制に係る取組 ・ 独立行政法人国立印刷局業務方法書（以下「業務方法書」という。）記載事項の適正な実施 ・ 各種業務プロセスについて不断の見直し (2) コンプライアンスの確保 ・ 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生防止 (3) リスクマネジメントの強化 ・ リスクマネジメントの強化への取組 ・ 防災訓練の計画的実施、BCMの適切な運用 (4) 個人情報の確実な保護等への取組 ・ 個人情報保護及び情報公開への確実な取組、個人情報漏えいの防止 (5) 情報セキュリティの確保 ・ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止 (6) 警備体制の維持・強化 ・ 警備装置の更新等の警備に関する計画の着実な実施
2. 人事管理	・ 人事管理運営方針の策定 ・ 社会のデジタル化の進展等を踏まえた計画的かつ着実な人材の確保及び育成、適材適所の人事配置 ・ 「働き方改革」を踏まえた労働時間の適切な管理 ・ 女性職員の活躍の推進 ・ 研修計画の確実な実施、業務意欲・能力の向上、技能の伝承
3. 施設及び設備に関する計画	・ 投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査 ・ 投資効果や進捗状況を踏まえた計画の見直し及び次年度計画の策定
4. 保有資産の見直し	・ 豊島敷地及び豊島宿舎の売却収入の国庫納付に向けた取組 ・ 王子工場再編に向けた着実な対応
5. 職場環境の整備	(1) 労働安全の保持【重要度：高】 ・ 職場環境整備に資する計画に基づく取組 ・ 重大な労働災害の発生防止 (2) 健康管理の充実 ・ 健康管理に資する計画に基づく取組 (3) 職務意識の向上・組織の活性化 ・ 役職員間等における密なコミュニケーションによる職務への相互理解 ・ 役職員が当法人の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たすための職務に対する意識の向上・組織の活性化
6. 環境保全	

	・ 環境保全計画の確実な実施 ・ 「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの削減（平成 25 年度比 26%以上減） ・ 廃棄物排出量の抑制（平成 24 年度比 103%以下）
	7. 積立金の使途
VIII	中期的な観点から参考となるべき事項
	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	(1) 設備の維持・管理 ・ 中長期的な視点に立った業務の効率化、省力化、技術の高度化への取組による生産性の向上 ・ 老朽化した設備の再整備等による工場操業の基盤維持
	(2) 研究開発等 ・ 中長期的な視点に立った研究開発の推進 ・ 研究開発評価結果を踏まえた研究開発計画の必要な見直し ・ 経営資源の更なる有効活用の検討等
	2. 業務運営の効率化に関する事項
	(1) 組織体制の効率化 ・ 令和 6 年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下
	(2) 業務の効率化 ・ 令和 2 年度から令和 6 年度までの経費率の実績平均値を平成 27 年度から令和元年度までの実績平均値以下

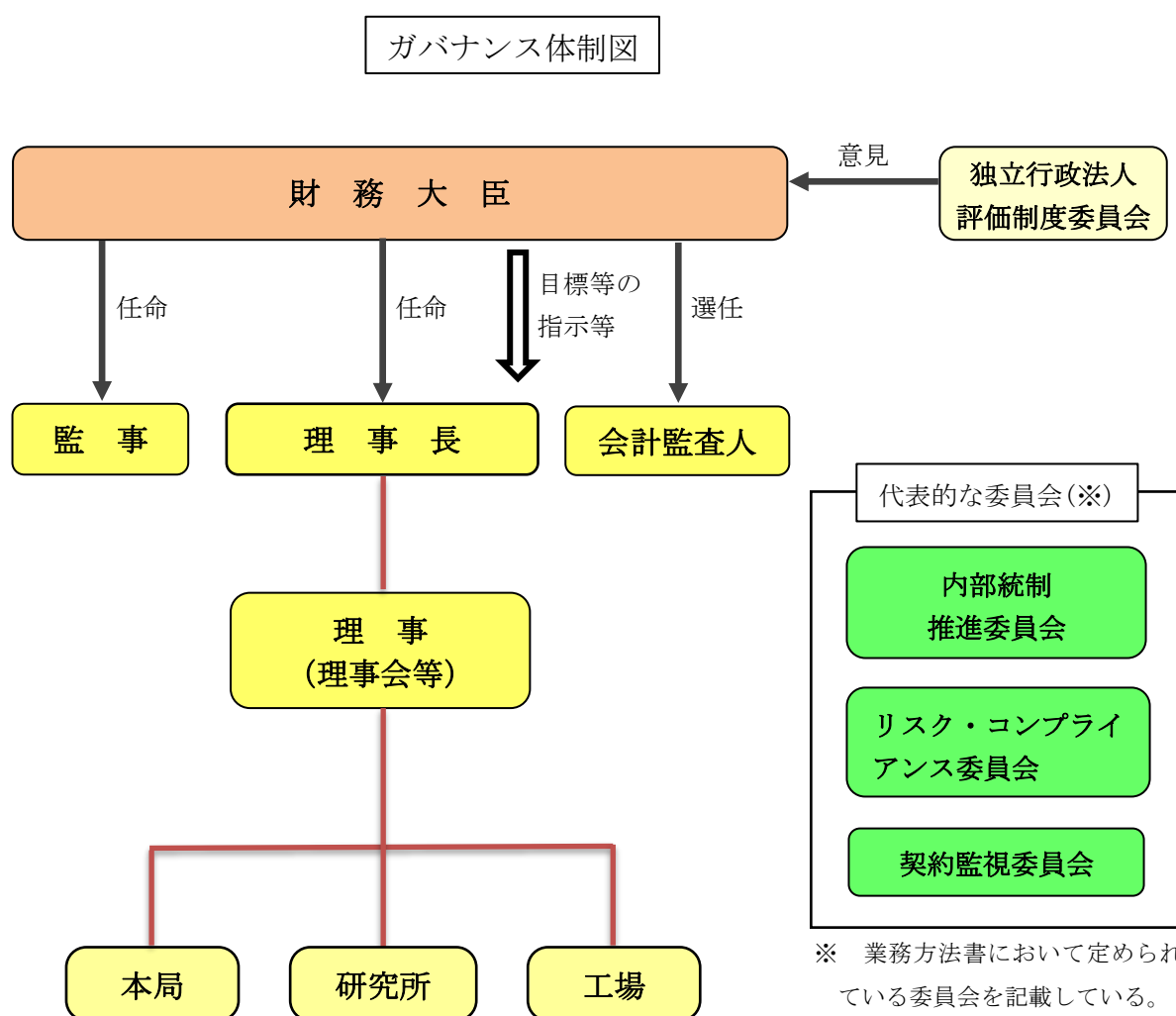
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

当法人は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行っています。将来にわたっても使命を果たし、持続的に適正なサービスを提供するための源泉の確保に取り組んでおり、その状況は次のとおりです。

(1) ガバナンスの状況

業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用しており、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行う等、PDCA サイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んでいます。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。



本局各部、各室並びに研究所及び各工場の詳細につきましては、49 ページに記載の「15. 法人の基本情報 (4)組織図」をご覧ください。

(2) 役員等の状況

i 役員の状況

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	おおつ としや 大津 俊哉	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日		平成元年4月 大蔵省入省 平成29年7月 内閣官房内閣参事官(地方創生担当) 令和元年7月 九州財務局長 令和3年7月 財務省理財局次長 令和4年8月 独立行政法人国立印刷局理事長
理事 (常勤)	あきた たかゆき 秋田 能行	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日	監 察 室 監 査 室 総務部(一部) 管 理 部 財 務 部	平成3年4月 大蔵省入省 平成29年7月 東海財務局管財部長 平成30年7月 近畿財務局管財部長 令和2年7月 東海財務局理財部長 令和5年4月 独立行政法人国立印刷局理事
理事 (常勤)	あだち ひろこ 足立 寛子	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日	経 営 企 画 室 I T企画推進室 銀行券部(一部)	平成元年4月 大蔵省印刷局入局 平成27年4月 独立行政法人国立印刷局銀行券部次長 平成29年4月 同総務部次長 平成29年8月 同総務部長 平成30年7月 同理事
理事 (常勤)	すずき ひさなお 鈴木 久直	自 令和5年8月1日 至 令和7年7月31日	総務部(一部) 官 報 部	昭和60年4月 大蔵省印刷局入局 平成27年4月 独立行政法人国立印刷局経営企画室長 平成30年7月 同管理部長 平成31年4月 同総務部長 令和3年8月 同理事
理事 (常勤)	いで まさはる 井出 正晴	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日	銀行券部(一部)	昭和61年4月 大蔵省印刷局入局 平成31年4月 独立行政法人国立印刷局監査室長 令和2年4月 同官報部長 令和3年8月 同総務部長 令和5年4月 同理事
監 事 (常勤)	ふくしま のぼる 福島 晃	令和5年6月22日から 令和6事業年度についての 財務諸表承認日まで		昭和55年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成27年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 専務執行役員東京本部長 平成29年4月 同社専務執行役員 平成29年6月 同社監査役 令和2年4月 損害保険ジャパン株式会社監査役 令和3年6月 独立行政法人国立印刷局監事
監 事 (常勤)	みはし ひろし 三橋 浩	令和5年6月22日から 令和6事業年度についての 財務諸表承認日まで		昭和61年4月 株式会社富士銀行入行 平成26年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループIT・システム統括部長 平成28年4月 みずほ証券株式会社執行役員IT・システムグループ副グループ長 令和3年4月 みずほ電子債権記録株式会社代表取締役社長 令和5年6月 独立行政法人国立印刷局監事

ii 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人はあずさ監査法人であり、当該監査法人に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、14百万円(税込)です。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在4,050人（前年度比95人減少、約2.3%減）であり、平均年齢は46.5歳（前年度末46.5歳）となっています。このうち、国からの出向者は3人、民間からの出向者は0人、令和7年3月31日付け退職者は305人です。

当法人では、「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っています。全職員の1か月当たりの時間外労働の平均時間は12時間、年次有給休暇の取得率は84%です。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めています（令和6年度末現在、男性の育児休業取得人数53名、取得率98.1%、平均取得日数73.1日。女性は100%）。

詳細につきましては、「女性の職業選択に資する情報の公表」をご覧ください。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

当法人は、銀行券の用紙やインキの製造をはじめ、原図や原版の作製、印刷・仕上までを一貫して行っています。そのため、これらに係る施設及び設備を保有しており、その他の製品の製造等に係る施設及び設備を含めた有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）の当期末残高は733億16百万円となっています。

将来にわたり各種製品の製造を安定かつ確実にを行うため、令和6年度は156億28百万円の設備投資を実施しました。

なお、設備投資の実施に当たっては、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュール等を検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行う等、効果的な投資を実施しています。

i 当事業年度中に完成した主要な施設等

完成した主要な施設及び設備については、下表のとおりです。

（単位：百万円）

資産名	科目	数量	取得価額
官報システム	ソフトウェア等	一式	1,784
銀行券凸版印刷機	機械装置等	2台	1,673
業務棟	建物等	一式	1,454

令和6年度における施設及び設備に関する計画及び実績については、下表のとおりです。

なお、計画額と実績額との差は、競争入札による差額等によるものです。

（単位：百万円）

区 分		計画額	実績額
施設関連	製紙部門	272	216
	印刷部門	1,680	1,423
	共通部門	2,411	1,722
	小計	4,363	3,360
設備関連	製紙部門	1,649	1,878
	印刷部門	9,038	8,810
	共通部門	1,430	1,580
	小計	12,117	12,268
合 計		16,479	15,628

(注) 上記金額は、消費税等を除いた金額を示します。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

ii 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

継続中の主要な施設及び設備については、下表のとおりです。

資産名	科目	数量
事業棟新築	建物等	一式
銀行券凸版印刷機	機械装置等	3 台
銀行券印刷機	機械装置等	3 台

iii 当事業年度中に処分した主要な施設等

処分した主要な施設及び設備については、下表のとおりです。

(単位：百万円)

区分	資産名	取得 価額	減価償却 累計額	減損損失 累計額	売却額	売却益	除却損
除却	銀行券特殊印刷機	351	351	-	-	-	0
除却	銀行券検査仕上機	296	296	-	-	-	0
除却	銀行券検査仕上機	291	291	-	-	-	0

(5) 純資産の状況

i 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	112,921	-	1,089	111,833
資本金合計	112,921	-	1,089	111,833

ii 目的積立金の申請状況、取崩内容等

目的積立金の申請及び積立金の取崩は行っておりません。

(6) 財源の状況

i 財源の内訳

当法人は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行っており、財源は全て銀行券の売上等による自己収入となっています。また、借入金の借入れ及び債券の発行はありません。

自己収入に係る事業スキームについては、26 ページに記載の「9. 業績の適正な評価の前提情報」をご覧ください。

自己収入の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

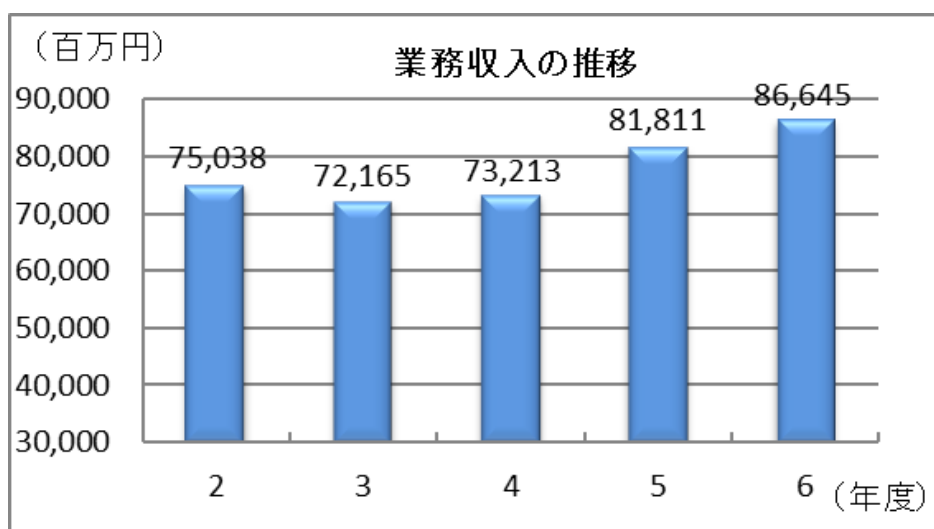
区分	金額	構成比率 (%)
業務収入	86,645	99.3%
その他収入	613	0.7%
合計	87,258	100.0

(注) 上記金額は、消費税等を含んでいます。

ii 自己収入に関する説明

収入全体の約 99.3%を占める業務収入の内訳は、銀行券、旅券冊子等の銀行券等事業に係る業務収入が740億48百万円、公広告料収入等の官報等事業における業務収入が125億97百万円となっています。

業務収入の推移は、次のとおりです。



なお、その他収入は、受取利息等となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

i 社会貢献活動の推進

(i) 工場見学等

当法人に対する理解や銀行券に対する信頼を深めていただくため、東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において工場見学を受け入れています。見学廊下からガラス窓越しに銀行券が印刷される様子が見学できるほか、私たちの暮らしを支える銀行券の偽造防止技術や製造工程等について、映像やパネル展示、体験装置を通じて楽しく学ぶことができます。近隣住民の方々や学校関係者による社会科見学等も積極的に受け入れ、地域への貢献に努めています。

また、令和6年7月3日に発行が開始された新日本銀行券の製造工程、偽造防止技術及び銀行券の成り立ちに関する出張講演や出張授業、美術系学校を対象とした工芸官による特別講義等、広報活動に積極的に取り組みました。

このような取組の結果、日本の文化芸術の振興に寄与した功績が認められ、令和6年度「文化庁長官特別表彰」を受賞いたしました。

おれづくりのこだわりを、リアルに体験しよう！

国立印刷局の工場見学では、映像やパネル展示、体験装置を通じて、お札について楽しく学ぶことができます。

東京工場



小田原工場



静岡工場



彦根工場



VR展示室

VR展示室は、通常、工場見学者にご覧いただいている展示室をオンラインで体験できます。お札の製造工程や偽造防止技術、国立印刷局の製品をご覧ください。

[VR展示室（外部リンク）](#)



VR工場見学

VR工場見学は、通常の工場見学では見ることができない視点で印刷現場を体験できます。

日本銀行券の製造

お札がどのような機械で製造されているのかをご覧ください。

[VR工場見学（外部リンク）](#)



(ii) フードロスへの取組

令和5年度より、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品につきまして、当法人の各機関が所在する都県のフードバンク団体等への提供を継続して取り組みました。

ii 環境貢献活動の推進

当法人は、環境方針において「全ての段階において環境と調和の取れた事業活動を行う。」ことを基本理念に掲げ、環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に環境への配慮の取組を進めています。また、環境保全計画を作成し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達や ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全に努めています。

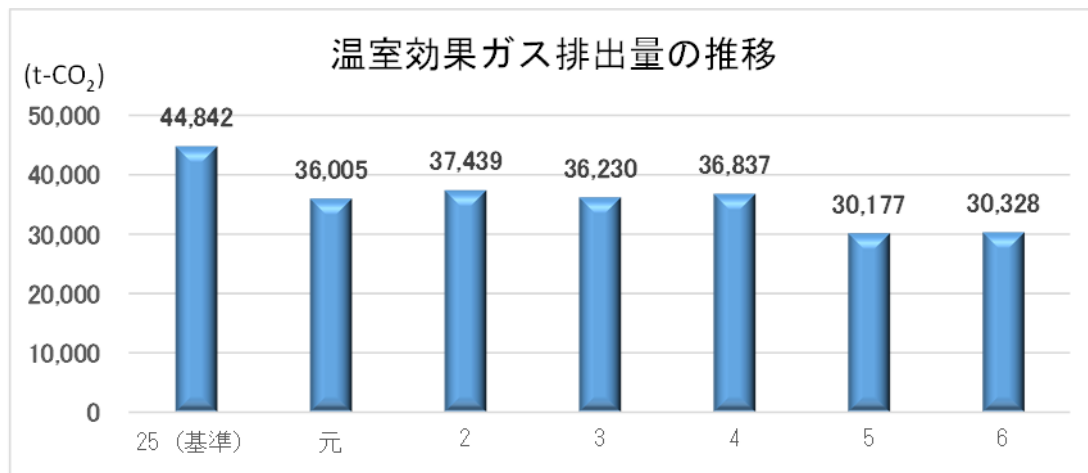
令和6年度における環境保全計画の主な達成状況は、以下のとおりです。

(i) 環境法規制の遵守

環境関連法令等を確実に遵守するため、各機関における環境関連法令等の遵守状況の調査を行いました。調査の結果、環境関連法令等の遵守が確実に行われていることを確認しました。

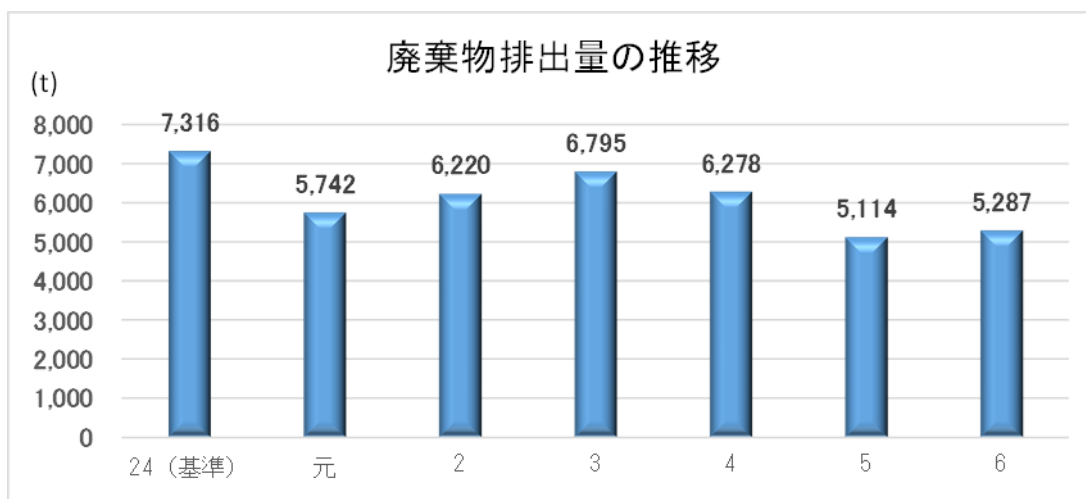
(ii) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量は 30,328t-CO₂ であり、基準年である平成25年度と比較して 32.4%の削減を達成し、目標である 26%削減を上回る結果となりました。



(iii) 廃棄物排出量の抑制

製紙工程において排出される紙料の回収・再利用等を継続して実施するとともに、印刷工程で発生する損紙屑のリサイクル化に努めた結果、廃棄物排出量は 5,287t となり、基準年度である平成24年度排出量 (7,316t) に対し 72.3%となりました。



(iv) 環境保全に関する啓発活動の推進

各機関において、6月の環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育等を行いました。

詳細につきましては、環境報告書 2025（令和 7 年 10 月公表予定）をご覧ください。

また、国立印刷局ホームページにおいて、環境報告書のバックナンバーがご覧いただけます。

(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

当法人は、創設以来、決済システムの中で重要な役割を果たしている銀行券をはじめ、法令等の政府情報の公的な伝達手段である官報、旅券、郵便切手、証券類等、国民生活に密着した公共性の高い製品を製造しており、独自の研究開発により築き上げてきた高度な偽造防止技術と、効率的かつ徹底した製造管理体制によって、製品を安定的かつ確実に供給するという使命を果たしています。また、平成 15 年 4 月に独立行政法人として発足して以来、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行い、その中で中長期的な視点に立った設備投資や研究開発を実施しつつ、この使命を確実に果たしてきました。

令和 6 年度における取組は、以下のとおりです。

(i) 高度な偽造防止技術

銀行券をはじめとする製品には、研究開発のなかで創出された当法人独自の高度な偽造防止技術が施されており、同技術を安定的に発現させるための製品設計や製造に係るノウハウが、継続的に培われ、継承されています。

当事業年度においても、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めました。

実行に当たっては、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映しました。また、大学法人と包括的な連携協定を締結し、国立印刷局の独自技術を活用した新たな技術の創出にも取り組みました。

なお、研究開発により創出した成果については、必要に応じて特許出願（35 件）する等権利化に向けた取組を行ったほか、有用な成果については、偽造防止技術に係る秘密管理に配慮しつつ、国内の学会等で報告（4 件）するなど、産業界の発展にも貢献しています。

(ii) 徹底した品質管理及び製造工程管理

高品質かつ均質な製品を製造するために、品質に係る情報を適時・的確に把握し、適切な管理が可能となる徹底的な品質管理・保証体系を構築するとともに、製造工程での更なる品質の安定化や製造の効率化を図るため機関間の情報共有及び実験・検証等を進め、継続的な改善に努めています。

当事業年度においても、品質管理マネジメントシステム（ISO9001）の運用、認証の継続により、製品やサービスの品質保証の継続的な改善に取り組みました。また、PDCA サイクルによる継続的な業務の改善や工場間における定期的な情報共有を行ったほか、作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているか定期的に点検する作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組みました。

(iii) 物的セキュリティの徹底

取扱製品については、高いセキュリティを要することから、数量管理及び保管管理については、各工場において内部規程に基づき確実に作業を実施するとともに、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認しています。

また、警備体制の維持・強化については、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行っています。また、外部要因による突発的な事件・事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施しています。

当事業年度においても、紛失・盗難等の発生はありませんでした。

(iv) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組んでいます。

当事業年度においても、全機関において情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向上に取り組みました。また、ISMS（情報システム・マネジメント・システム）の維持審査を受審し認証を継続したほか、ISMSに係る教育・訓練を継続的に実施するなど、情報セキュリティの確保に努めました。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理・コンプライアンス推進実施計画を策定し、部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善する等、リスクマネジメントの強化に取り組んでいます。

潜在リスクのうち、顕在化した場合に所管する業務の遂行に重大な影響を及ぼすリスクについては、経営層を含め法人全体で管理を行い、そのリスクごとに発生防止又は発生時の被害低減に向けたリスクマネジメント実行計画を作成し、リスク・コンプライアンス委員会で対策等について審議を行い、実施状況については四半期ごとにモニタリングを行う等の確なリスク管理に取り組んでいます。

また、職員がリスク事案の発生を認識したときは、所属する組織のリスク・コンプライアンス・リーダー等を通じて、リスク・コンプライアンス責任者に迅速かつ確実に報告し、報告を受けたリスク・コンプライアンス責任者は、被害等を最小限に抑えるための必要な対応を指示するとともに、定められた報告経路により理事長等へ報告する体制となっています。令和6年度における主な取組につきましては、46ページに記載の「14. 内部統制の運用に関する情報 (2)リスク・コンプライアンスに関する事項」をご覧ください。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

i 業務運営上の課題に対する対策状況

当法人は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を基本としており、デジタル社会の進展等環境の変化に応じつつ将来にわたり事業の継続性の確保に取り組む必要があります。そのため、社会・経済の動向を注視・把握するとともに中長期的な視点に立ち、的確な設備投資や研究開発を実施する等しています。

ii 事業継続マネジメントの運用状況

国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応。以下「BCP」という。）等に基づき、職員の役割に応じた教育や、各対策班を対象に、被災からBCP発動までの一連の対応に係る連携確認を目的とした机上訓練を実施しました。

また、教育・訓練等の実施結果を踏まえ、BCP等の点検及び必要な見直しを行いました。

iii 情報セキュリティ対策の実施状況

情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組み、重大な情報セキュリティインシデントの発生防止に努めています。

具体的には、国立印刷局情報セキュリティ基本方針に則り、情報セキュリティ対策推進計画を策定し、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用、情報セキュリティ遵守事項の自己点検、システムのぜい弱性検査等の組織的対策に取り組んでいます。また、情報セキュリティ要件を満たすために、情報を取り扱う建物や設備に対し

て実施する物理的対策、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス等に対してファイアウォールの設置やアクセス制御を行う等の技術的対策に取り組んでいます。

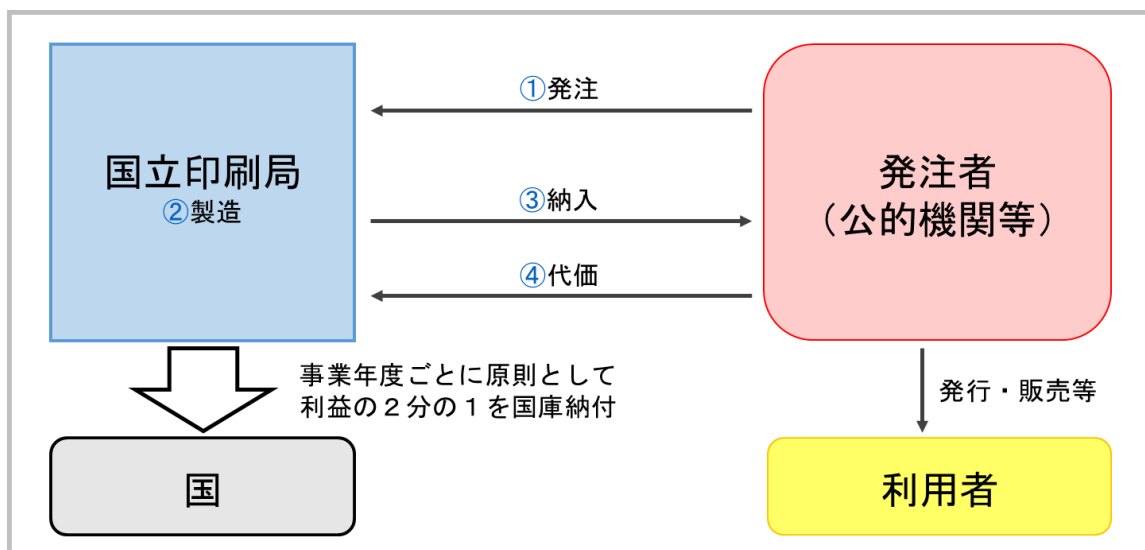
さらに、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育・訓練等の人的対策についても確実に実施しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和6年度の当法人の各事業についての理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主なスキームを示します。

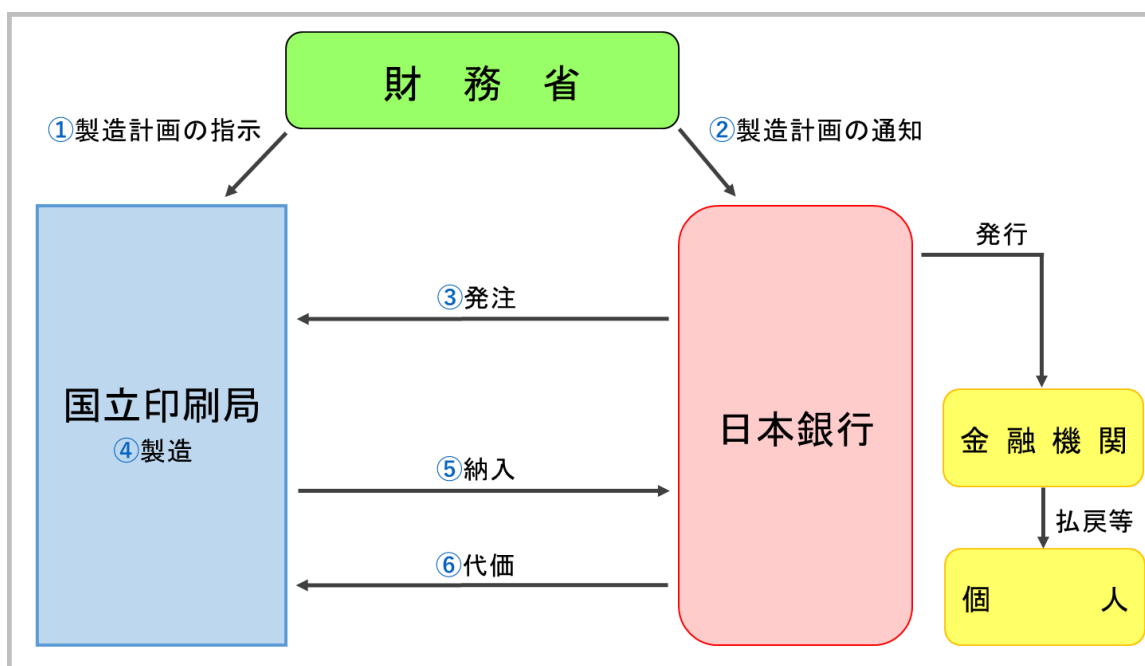
(1) 事業スキームの概要

当法人は、発注者との契約等に基づき製品の製造・納入を行い、その代価を得ることで独立採算による運営を行っています。また、国立印刷局法に基づき、事業年度ごとに原則として利益の2分の1を国庫納付しています。

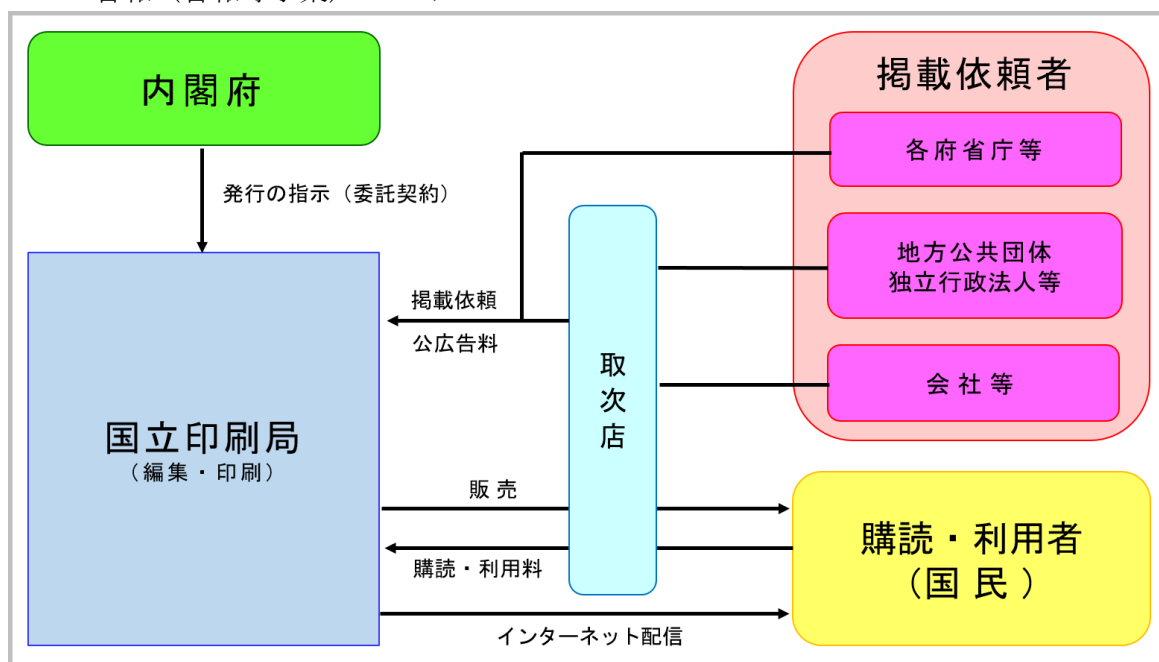


(2) 主なスキーム

i 銀行券（銀行券等事業）のスキーム



ii 官報（官報等事業）のスキーム



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当法人は、「社会基盤を支える日本銀行券、官報、旅券等の製品や情報サービスを確実に提供することにより、日本経済の発展と国民生活の安定に貢献する。」という経営理念を掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和6年度においては、事業計画に沿って各業務に取り組み、年度目標の確実な達成に向け、適切な事業運営を行ってまいりました。

令和6年度における主な業務の実績は、以下のとおりです。

- ・ 銀行券については、通貨当局と密接な連携を図りつつ、設備投資及び保守点検の的確な実施並びに品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を履行し20年ぶりとなる改刷を円滑かつ確実に完遂しました。
- ・ 150余年にわたり継承してきた伝統技術と最新のデジタル技術とを融合し、新様式券のデザインを作り上げたことについて、日本の通貨に対する信頼性確保に大きく貢献したとして、人事院総裁賞を受賞しました。
- ・ 改刷に伴い精力的な情報発信に努め、次世代を担う子供たち向けに、地域イベント、学校への出張授業、校外学習支援等を積極的に行う等、子供向け広報の充実に取り組んだほか、多数の報道機関等からの取材への確実な対応や地方公共団体等が主催するイベントへの参画、美術系大学での実演を交えた特別講義等を通じて、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行いました。その結果、工芸官が美術系大学等において実施してきた特別講義について、文化庁長官から、府省庁・独立行政法人を含む国の機関として初めて文化庁長官特別表彰を受賞しました。
- ・ 旅券については、新旅券の製造に際し開始した、集中作成の技術確立及び製造体制の構築を確実に進め、令和7年3月の発給開始に寄与したことに加えて、昨年度よりも受注量が増加した旧旅券に対し、製造体制の整備等を機動的かつ適切に行うとともに、品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、規格内製品を納期内に確実に製造・納入しました。
- ・ 官報については、柔軟な体制の維持に取り組むことにより、迅速かつ確実な掲示を実施するとともに、官報法の施行（令和7年4月1日）に向け、内閣府等との協議・調整や官報配信システム等の改修を実施し、「電子官報の実現」に確実に対応しました。
- ・ 研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に実施しました。
- ・ 不要財産については、豊島敷地及び豊島宿舍の売却収入を国庫納付により財政貢献しました。
- ・ 設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき設備投資計画を策定し、進捗管理を行いつつ、着実に実施しました。
- ・ 労働安全の保持については、労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署からは是正勧告を受けたことを踏まえ、担当理事による全職員への安全メッセージの発出や各工場幹部との意見交換等により再発防止の徹底に取り組みました。
- ・ 環境保全については、計画的な設備投資の実施等により温室効果ガス排出量の削減

に着実に取り組むとともに、リサイクル可能なものは完全にリサイクルを行うことにより廃棄物排出量を抑制する等、持続型社会の形成のために積極的に取り組みました。

(2) 自己評価

当法人は、「社会基盤を支える日本銀行券、官報、旅券等の製品や情報サービスを確実に提供することにより、日本経済の発展と国民生活の安定に貢献する。」という経営理念を掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和 6 年度においては、事業計画に沿って各業務に取り組み、年度目標の確実な達成に向け、適切な事業運営を行ってまいりました。

令和 6 年度の業務実績を踏まえ、法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、全体の評定を「A」としております。

また、11 ページに記載の「6. 事業計画」における各項目の自己評価の結果については、次のとおりです。

詳細につきましては、令和 6 年度の業務実績に関する自己評価書をご覧ください。

評価項目	6年度 評価	行政コスト
全体の評定	A	
項目別評定		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
銀行券等事業	A	56,655 百万円
1. 銀行券等事業		
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 【重要度・困難度：高】	S	
(2) 通貨当局との密接な連携等	A	
(3) 国民に対する情報発信	A	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 【重要度・困難度：高】	A	
2. 銀行券等事業（銀行券以外）		
(1) 旅券の製造 【重要度・困難度：高】	A	
(2) その他の製品	B	
官報等事業	A	
3. 官報等事業		
(1) 官報の編集・印刷 【重要度・困難度：高】	S	
(2) その他の製品	B	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
1. 組織体制、業務等の見直し		
(1) 組織の見直し	B	
(2) 業務の効率化	B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	
Ⅳ. 短期借入金の限度額		
	—	

評価項目	6年度 評価	行政コスト
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1. ガバナンス強化に向けた取組		
(1) 内部統制に係る取組	B	
(2) コンプライアンスの確保	B	
(3) リスクマネジメントの強化	B	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	
(5) 情報セキュリティの確保	B	
(6) 警備体制の維持・強化	B	
2. 人事管理	B	
3. 施設及び設備に関する計画	B	
4. 保有資産の見直し	B	
5. 職場環境の整備		
(1) 労働安全の保持 【重要度：高】	B	
(2) 健康管理の充実	B	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	
6. 環境保全	A	
7. 積立金の使途	—	
法人共通		7,902 百万円
合計		72,446 百万円

(注1) 下線はセグメント区分を表しています。

(注2) 評定区分

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(3) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価	B	B	B	B	—
理由	法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項もなく、所期の目標を上回る成果が得られている項目もあり、全体として事業計画における所期の目標を達成している。				

(注) 評価区分

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

前主務省令期間における主務大臣による総合評価の状況（参考）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	B	B	B	B	B
理由	過年度における項目別評価はA、B又はC評価であり、全体的にはB評価が大部分であることから、概ね事業計画における所期の目標を達成している。				

1 1. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
1 業務収入	85,787	86,645	
2 その他収入	462	613	受取利息等が予定より多かったため
計	86,249	87,258	
支出			
1 業務支出	73,224	72,645	
(1) 人件費支出	37,653	37,768	
(2) 原材料支出	15,151	16,658	原材料支出が予定より多かったため
(3) その他業務支出	20,421	18,219	保守点検費支出が予定より少なかったため
2 施設整備費	17,657	15,156	固定資産支出が予定より少なかったため
計	90,881	87,801	

(注) 上記金額は、消費税等を含んでいます。

詳細につきましては、令和6事業年度決算報告書をご覧ください。

1 2. 財務諸表

要約した財務諸表は、以下のとおりです。

詳細につきましては、令和 6 事業年度財務諸表をご覧ください。

(注) 財務諸表内の (＊) は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
I 流動資産	
現金及び預金 (＊ 1)	25,667
その他	39,005
流動資産合計	64,672
II 固定資産	
1 有形固定資産	193,895
2 無形固定資産	4,951
3 投資その他の資産	8,710
固定資産合計	207,556
資産合計	272,228
(負債の部)	
I 流動負債	14,658
II 固定負債	46,202
負債合計	60,861
(純資産の部)	
I 資本金	
政府出資金	111,833
II 資本剰余金	
資本剰余金	5,499
その他行政コスト累計額	1,399
資本剰余金合計	6,898

科 目	金 額
Ⅲ 利益剰余金	
前事業年度繰越積立金	85,012
当期未処分利益（※２）	7,625
利益剰余金合計	92,637
純資産合計（※３）	211,367
負債純資産合計	272,228

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

項 目	金 額
Ⅰ 損益計算書上の費用	
売上原価（※４）	61,546
販売費及び一般管理費（※５）	10,187
営業外費用（※６）	371
特別損失（※７）	140
損益計算書上の費用合計	72,244
Ⅱ その他行政コスト	
減損損失相当額	172
除売却差額相当額	30
その他行政コスト合計	202
Ⅲ 行政コスト合計	72,446

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売上高	78,768
II 売上原価（＊４）	61,546
売上総利益	17,222
III 販売費及び一般管理費（＊５）	10,187
営業利益	7,035
IV 営業外収益	626
V 営業外費用（＊６）	371
経常利益	7,290
VI 特別利益	475
VII 特別損失（＊７）	140
当期純利益	7,625
当期総利益（＊２）	7,625

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	112,921	8,197	86,036	207,154
当期変動額	△1,089	△1,299	6,601	4,214
当期純利益（＊２）	-	-	7,625	7,625
その他	△1,089	△1,299	△1,024	△3,411
当期末残高（＊３）	111,833	6,898	92,637	211,367

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	15,516
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△17,396
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△2,185
IV 資金増加額（又は減少額）(D=A+B+C)	△4,066
V 資金期首残高 (E)	29,733
VI 資金期末残高 (F=D+E)	25,667

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和6年度末の資産残高は、2,722億円となっており、そのうち1,938億95百万円が、業務遂行上に必要な土地や建物等の有形固定資産です。また、現金及び預金や投資有価証券等の金融資産を472億67百万円有しておりますが、当法人は運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を基本としていることから、これらの資産は、運転資金をはじめとして、将来の設備投資、退職給付債務等の支出に充てるものです。

負債残高は、608億61百万円となっており、そのうち457億7百万円が退職給付引当金（独立行政法人移行前の国の勤務期間に相当する退職給付引当金を含む。）です。

運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を基本としており、運営費交付金債務や借入金はありません。

前年度からの増減要因等につきましては、以下のとおりです。

i 流動資産

流動資産は646億72百万円となり、前年度の644億87百万円に比べて1億85百万円増加（約0.3%増）しました。

現金及び預金は、前年度債務の支払いの増等により、256億67百万円となり、前年度に比べて40億66百万円減少しました。

有価証券は、投資有価証券からの振替等により、131億1百万円となり、前年度に比べて18億97百万円増加しました。

売掛金は、製品の収納未済金の減少により35億87百万円となり、前年度に比べて5億86百万円減少しました。

棚卸資産は、製品・仕掛品の増等により212億24百万円となり、前年度に比べて19億89百万円増加しました。

ii 固定資産

固定資産は2,075億56百万円となり、前年度の2,088億13百万円に比べて12億57百万円減少（約0.6%減）しました。

有形固定資産は、土地が82億5百万円、機械装置が6億55百万円増加したものの、建設仮勘定が159億14百万円減少したこと等により1,938億95百万円となり、前年度に比べて2億60百万円減少しました。

無形固定資産は、ソフトウェアが21億39百万円増加したこと等により49億51百万円となり、前年度に比べて9億44百万円増加しました。

投資その他の資産は、投資有価証券が減少したこと等により87億10百万円となり、前年度に比べて19億41百万円減少しました。

iii 負債

負債は608億61百万円となり、前年度の661億47百万円に比べて52億86百万円減少（約8.0%減）しました。

流動負債は、製造設備の購入費用の支払未済金が減少したこと等により146億58百万円となり、前年度に比べて8億86百万円減少しました。

固定負債は、退職給付引当金等が減少したことにより 462 億 2 百万円となり、前年度に比べて 44 億円減少しました。

退職給付引当金について

当法人は平成 15 年 4 月 1 日の独立行政法人移行に伴い、国から独立行政法人移行前の国の勤務期間に相当する退職給付引当金（負債）として 1,118 億 31 百万円（退職一時金 732 億 35 百万円、整理資源負担金及び恩給負担金 385 億 96 百万円）を承継しており、令和 7 年 3 月 31 日現在の退職給付引当金は 457 億 7 百万円（退職一時金 432 億 54 百万円、整理資源負担金 24 億 53 百万円）です。

（i） 退職一時金（国の勤務期間に相当する額）について

退職一時金は、独立行政法人移行時の在職者 5,499 人のうち、令和 7 年 3 月 31 日時点の在職者 2,063 人に対応する国の勤務期間に相当する額は 125 億 43 百万円（※）であり、当該債務は 732 億 35 百万円から 606 億 92 百万円減少しました。

※ 令和 7 年 3 月 31 日に在職している 2,063 人の承継時の債務であり、独立行政法人移行後の退職給付債務の増減は考慮しておりません。

（ii） 整理資源負担金及び恩給負担金について

整理資源負担金は 24 億 54 百万円となり、当該債務は 385 億 96 百万円から 361 億 43 百万円減少しました。

なお、平成 30 事業年度末をもって恩給負担金に係る債務はなくなりました。

iv 純資産

当期の利益処分後の積立金額 76 億 25 百万円のうち、国立印刷局法第 15 条第 1 項に規定する当事業年度の国庫納付相当額は、23 億 94 百万円です。同額を国庫納付した場合、次期に繰り越す積立金額は 52 億 31 百万円となり、利益剰余金の合計額は、902 億 43 百万円となる見込みです。

(2) 行政コスト計算書

令和 6 年度の行政コストは、724 億 46 百万円となり、前年度の 708 億 59 百万円に比べて 15 億 87 百万円増加しました。

これは、損益計算書上の費用が増加したこと等によるものです。

(3) 損益計算書

当法人は、銀行券等の売上により得られた収入で、独立採算による運営を行っており、当期純利益は76億25百万円となりました。

前年度からの増減要因等につきましては、以下のとおりです。

i 売上高

売上高は787億68百万円となり、前年度の743億74百万円に比べて43億94百万円増加（約5.9%増）しました。

これは、旅券冊子の納入量増等により製品売上高が増加したこと等によるものです。

ii 売上原価

売上原価は615億46百万円となり、前年度の602億8百万円に比べて13億38百万円増加（約2.2%増）しました。

これは、材料費や減価償却費が増加したこと等によるものです。

iii 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は101億87百万円となり、前年度の109億95百万円に比べて8億8百万円減少（約7.3%減）しました。

これは、研究開発費が減少したこと等によるものです。

iv 営業外収益

営業外収益は6億26百万円となり、前年度の4億87百万円に比べて1億39百万円増加（約28.6%増）しました。

v 営業外費用

営業外費用は3億71百万円となり、前年度の7億90百万円に比べて4億19百万円減少（約53.0%減）しました。

vi 特別利益

特別利益は4億75百万円となり、前年度の0百万円に比べて4億75百万円増加しました。

これは、財政検証により発生した整理資源負担金の収益化によるものです。

vii 特別損失

特別損失は1億40百万円となり、前年度の62百万円に比べて78百万円増加しました。

これは、減損損失の増加によるものです。

viii 当期純利益

当期純利益は76億25百万円となり、前年度の28億6百万円に比べて48億19百万円増加（約171.7%増）しました。

(4) 純資産変動計算書

当年度末の純資産は、当期総利益 76 億 25 百万円等を計上した結果、2,113 億 67 百万円となり、前年度の 2,071 億 54 百万円に比べて 42 億 13 百万円増加しました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当年度の資金期末残高は、投資活動によるキャッシュ・フローの増加により 256 億 67 百万円となり、前年度の 297 億 33 百万円に比べて 40 億 66 百万円減少しました。

各項目の増減要因等は、次のとおりです。

i 業務活動によるキャッシュ・フロー

業務活動によるキャッシュ・フローは、製品売上収入の増加等により、155億16百万円となり、前年度の111億91百万円に比べて43億25百万円増加しました。

ii 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出の増加等により、△173億96百万円となり、前年度の△30億17百万円に比べて143億79百万円減少しました。

iii 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、不要財産に係る国庫納付等による支出により△21 億 85 百万円となり、前年度の 0 円に比べて 21 億 85 百万円減少しました。

(6) セグメント事業損益及び総資産の経年比較・分析（区分経理によるセグメント情報）

i 銀行券等事業

当法人の製品のうち、銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等、印刷物自体に偽造防止技術が求められる製品の製造等については、銀行券等事業において行っています。

売上高は、旅券冊子の納入量増等により、673億16百万円となり、前年度の635億14百万円に比べて38億2百万円増加（約6.0%増）しました。

営業費用は、研究開発費の減少等により、566億55百万円となり、前年度の568億50百万円に比べて1億95百万円減少（約0.3%減）しました。

この結果、営業利益は106億61百万円となり、前年度の66億64百万円に比べて39億97百万円増加（約60.0%増）しました。

総資産は、棚卸資産が増加したこと等により、1,636億85百万円となり、前年度の1,624億29百万円に比べて12億56百万円増加（約0.8%増）しました。

（単位：百万円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
営業費用	48,919	46,849	49,134	56,850	56,655
売上原価	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
販売費及び一般管理費	5,508	4,717	2,976	3,650	2,082
営業利益	8,524	8,131	6,652	6,664	10,661
総資産	147,223	151,537	157,506	162,429	163,685

ii 官報等事業

当法人の製品のうち、官報、法令全書、法律案等国会用製品等、情報の伝達を主な目的とする製品の製造等については、官報等事業において行っています。

売上高は、公広告料収入の増加等により、114億52百万円となり、前年度の108億60百万円に比べて5億92百万円増加（約5.5%増）しました。

営業費用は、減価償却費の減少等により、78億90百万円となり、前年度の79億19百万円に比べて29百万円減少（約0.4%減）しました。

この結果、営業利益は35億62百万円となり、前年度の29億41百万円に比べて6億21百万円増加（約21.1%増）しました。

総資産は、ソフトウェアが増加したこと等により、151 億 66 百万円となり、前年度の 144 億 50 百万円に比べて 7 億 16 百万円増加（約 5.0%増）しました。

（単位：百万円）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
売上高	10,774	10,625	10,772	10,860	11,452
営業費用	8,117	7,762	8,138	7,919	7,890
売上原価	7,372	7,004	7,277	7,009	6,974
販売費及び一般管理費	745	758	861	910	916
営業利益	2,657	2,863	2,634	2,941	3,562
総資産	16,099	15,590	14,682	14,450	15,166

（上記の両事業の経年比較表に係る注記事項）

（注 1）事業区分は、各製品の製造及び販売を所掌する部署によって区分しています。

（注 2）各事業の主な製品

イ 銀行券等事業・・・銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子

ロ 官報等事業・・・官報、法令全書、法律案等国会用製品

（注 3）令和 6 年度の営業費用のうち、法人共通の項目に含めた配賦不能費用の金額は、71 億 88 百万円であり、その主な内容は、本局の総務部門等管理部門に係る費用です。

（注 4）令和 6 年度の総資産のうち、法人共通の項目に含めた資産の金額は、933 億 78 百万円であり、その主な内容は、預金等及び管理部門に係る資産です。

(7) 事業の実績

i 銀行券等事業

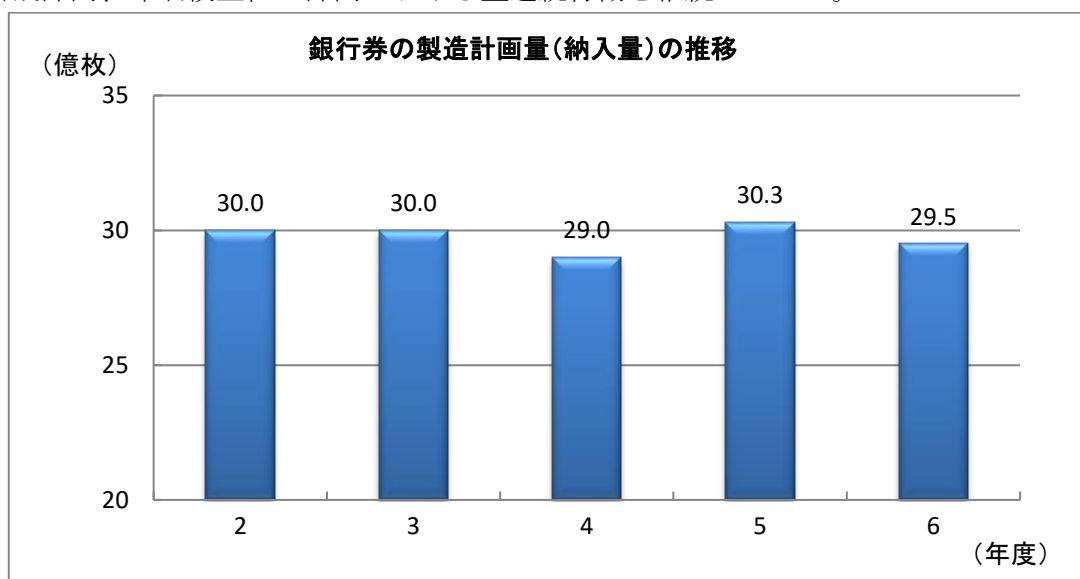
(i) 銀行券の安定的かつ確実な製造

令和6年7月3日に新様式券が発行されました。この新様式券には、新たな偽造防止策として、高精細すき入れや肖像の3D画像が回転する最先端技術を用いたホログラム等を導入することで、偽造抵抗力の一層の強化を図るとともに、ユニバーサルデザインを採用し、券種識別性を向上させています。

新様式券の製造開始以降、製造能力の確保、品質管理の強化等に資する多数の施策を順次実施し、新様式券に係る新たな製造体制を構築するとともに、安定した品質を維持するため、最適な製造条件の見直しや新様式券製造における課題の解決に向けた継続的な改善に取り組むなど、改刷の円滑な実施に向けた各種取組を積極的に実施し、当事業年度は29.5億枚の日本銀行券を納入しました。また、今回の改刷では発行後も市中の混乱なく、円滑な流通の実現に寄与しました。

なお、従前からの取組を継続し、製造計画の数量を確実に製造するため、高機能な設備に更新することにより、生産性の向上を図る等、製造体制の効率化に取り組みました。また、品質安定化に向けた実験・検証への取組等により、品質管理及び製造工程管理を徹底しました。

製紙抄造部門における長期連続操業（土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること。）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続しました。



(ii) 旅券の製造

令和6年度においては、3月24日に新旅券の申請が開始されたことに併せて、これまで全国の旅券事務所で行っていた申請者の個人情報書込作業を国立印刷局において集中的に行う集中作成工程が導入されました。

この新旅券については、顔写真頁にプラスチック基材を用い、文字や顔写真をレーザーにより印字・印画した新型のICチップを搭載するなどの新たな偽造防止策の付与や冊子形態の変更等により、セキュリティを一層強化しています。旧旅券

から新旅券への切替に当たっては、旧旅券製造と並行して新旅券の製造準備を進め、短期間でオペレータの技術習得と設備の立ち上げを実施するとともに、製造開始後も、品質不良の種別や発生率等の傾向を把握し、品質問題の早期解決を図るため、初期流動管理による全数点検を実施し、ブランク冊子の確実な品質保証及び数量確保に努めました。

また、集中作成工程については、各種テスト及び複数回の試験運用を踏まえ、システム機能の課題を早期に解消するとともに、実製造を想定したオペレーションの確認及びシステムの機能追加を図るなど、安定稼働に向けて取り組み、短期間で確実な運用方法及び製造体制等を確立の上、契約数量全量を納期までに確実に納入し、外務省の旅券申請交付期間内における確実な対応を行っています。

なお、旧旅券の製造については、新旅券の製造に備え、令和5年度の1年間の製造量より多い製造量を12月（第3四半期）までに完了させる必要があったことから、製造工場において人員交流等による要員確保を図りつつ、柔軟かつ機動的な製造体制を維持することにより、納期までに確実に納入しました。

このように、旧旅券から新旅券への切替を円滑に行い、国民の海外渡航を確保することにより、旅券発給事務の維持及び国民生活の安定に寄与しました。

また、ISO9001（品質マネジメントシステム）の運用、認証の継続を行うことにより、品質管理等の徹底を図りました。

ii 官報等事業

（i） 「電子官報の実現」に向けた取組

官報法が成立し、その施行日が令和7年4月1日とされ、法律等に規定された掲載事項の再整理や官報配信業務の一層厳格な閲覧継続性の確保、プライバシー配慮等への対応が求められたことから、電子化された官報の発行を実現するため、内閣府からの要請に基づき、運用上の見直し等に伴うシステム改修を行い、事前に試験運用期間を設けるなど配信準備に万全を期するとともに、官報法施行に向けて内閣府との間で事項の整理等を着実に進めました。

その結果、官報法の施行日当日も、閲覧障害等の発生なく電子化された官報の配信業務を確実に実施しました。

また、電子化された官報の官報法施行後における利便性の向上・利活用の創出等に関する取組の一環として、機械可読なデータ構造の実現に向けて、公文及び公告のデータ構造を把握するため、対象となる記事種別や調査項目等を精査するとともに、外部調査に向けた準備を進め契約を締結する等、機械可読なデータ構造化に関する調査を進めました。

（ii） 官報の確実な揭示

掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うために、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施する等柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を揭示すべき時間に揭示しました。また、令和6年8月に九州地方に上陸した台風に係る特定災害対策本部の

設置や国際テロリストに対する措置等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外について、内閣府の要請に基づき、入稿当日に掲示するものを含め、確実に製造・掲示しました。

なお、令和 6 年度において発行された官報は 817 件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は 36 件（うち 2 件は入稿当日に発行）となっています。

（iii） 電子入稿の推進

官報の編集作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各省庁に協力要請を行う等、電子入稿の推進に取り組みました。その一環として、各省庁の担当者が政府共通ネットワーク上で官報の原稿を電子的に送稿することができるシステムの安定運用に取り組みました。

（iv） 官報電子配信の安定稼働

インターネット版官報や官報情報検索サービス等の官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理を確実に実施し運用を行いました。

（v） 公開前情報の管理

工場において、ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図りました。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

当法人の業務は、通則法及び国立印刷局法並びに関係法令によるほか、業務の適切な運営に資することを目的に定めた業務方法書により行っています。

詳細につきましては、通則法、国立印刷局法及び業務方法書をご覧ください。

令和 6 年度における内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

(1) 内部統制の推進（業務方法書第 18 条、第 22 条）

当法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制整備を目的として内部統制推進委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしています。

令和 6 年度は、内部統制推進委員会を 8 回開催し、令和 5 年度業務実績に関する自己評価、令和 7 年度事業計画や中期設備投資計画等、内部統制に係る重要事項について審議しました。

(2) リスク・コンプライアンスに関する事項（業務方法書第 23 条）

当法人は、リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んでいます。

令和 6 年度は、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る重要事項等を審議するリスク・コンプライアンス委員会を 7 回開催し、業務の遂行に重大な影響を及ぼす潜在リスクの発生防止又は発生時の被害低減に向け、作成したリスクマネジメント実行計画の審議及び実施状況のモニタリング等を実施しました。

また、リスク発生時においては、迅速にリスク情報の把握及び報告を行うとともに、再発防止策の実施及び各機関における情報共有を行っています。

さらに、コンプライアンスの確実な確保を図るため、コンプライアンス週間を設定し、国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティング等を行うとともに、各種研修を実施する等、継続的に職員の意識の向上に向けて取り組んでいます。

(3) 監事及び監事監査に関する事項（業務方法書第 27 条）

当法人は、通則法第 19 条第 4 項の規定に基づく法人の業務に対する監事による監査が適切に実施されるよう、監事及び監事監査に関する体制を整備しています。

令和 6 年度の業務については、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている旨の監査報告を受けています。

(4) 内部監査に関する事項（業務方法書第 28 条）

当法人は、内部監査担当部門を設置し、内部監査を実施するとともに監査結果及び結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとしています。

令和 6 年度は、経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視

点を中心に、監査事項を選定して監査を実施し、改善が必要なものについては見直しを行っています。

(5) 入札・契約に関する事項（業務方法書第 30 条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程を整備することとしており、契約監視委員会規則の他、契約事務の適切な実施等を目的として国立印刷局調達等合理化・契約検証委員会規則に基づき調達等合理化・契約検証委員会の設置等を行っています。

令和 6 年度においては、契約監視委員会を 2 回開催し、令和 5 年度下半期契約及び令和 6 年度上半期契約について点検を行い、審議概要について国立印刷局ホームページで公表しています。また、調達等合理化・契約検証委員会については、3 回開催しています。

なお、契約監視委員会における点検の結果、不適切な契約と認められた契約はありませんでした。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

明治 4 年 7 月	大蔵省内に「紙幣司」創設
明治 4 年 8 月	紙幣司を「紙幣寮」と改称
明治 10 年 1 月	紙幣寮を「紙幣局」に改称、現業官庁となる
明治 11 年 12 月	紙幣局を「印刷局」と改称
明治 16 年 5 月	太政官に「文書局」創設
明治 18 年 12 月	太政官文書局を「内閣文書局」と改称
	内閣文書局を「内閣官報局」と改称
明治 31 年 11 月	大蔵省印刷局と内閣官報局が合併し、内閣所管の「印刷局」 となる
大正 13 年 12 月	官制改正により「内閣印刷局」となる
昭和 18 年 11 月	大蔵省所管の「印刷局」となる
昭和 24 年 6 月	大蔵省外局の「印刷庁」となる
昭和 27 年 8 月	大蔵省附属機関の「大蔵省印刷局」となる
昭和 59 年 7 月	大蔵省の「特別の機関」となる
平成 13 年 1 月	「財務省印刷局」となる
平成 15 年 4 月	「独立行政法人国立印刷局」となる

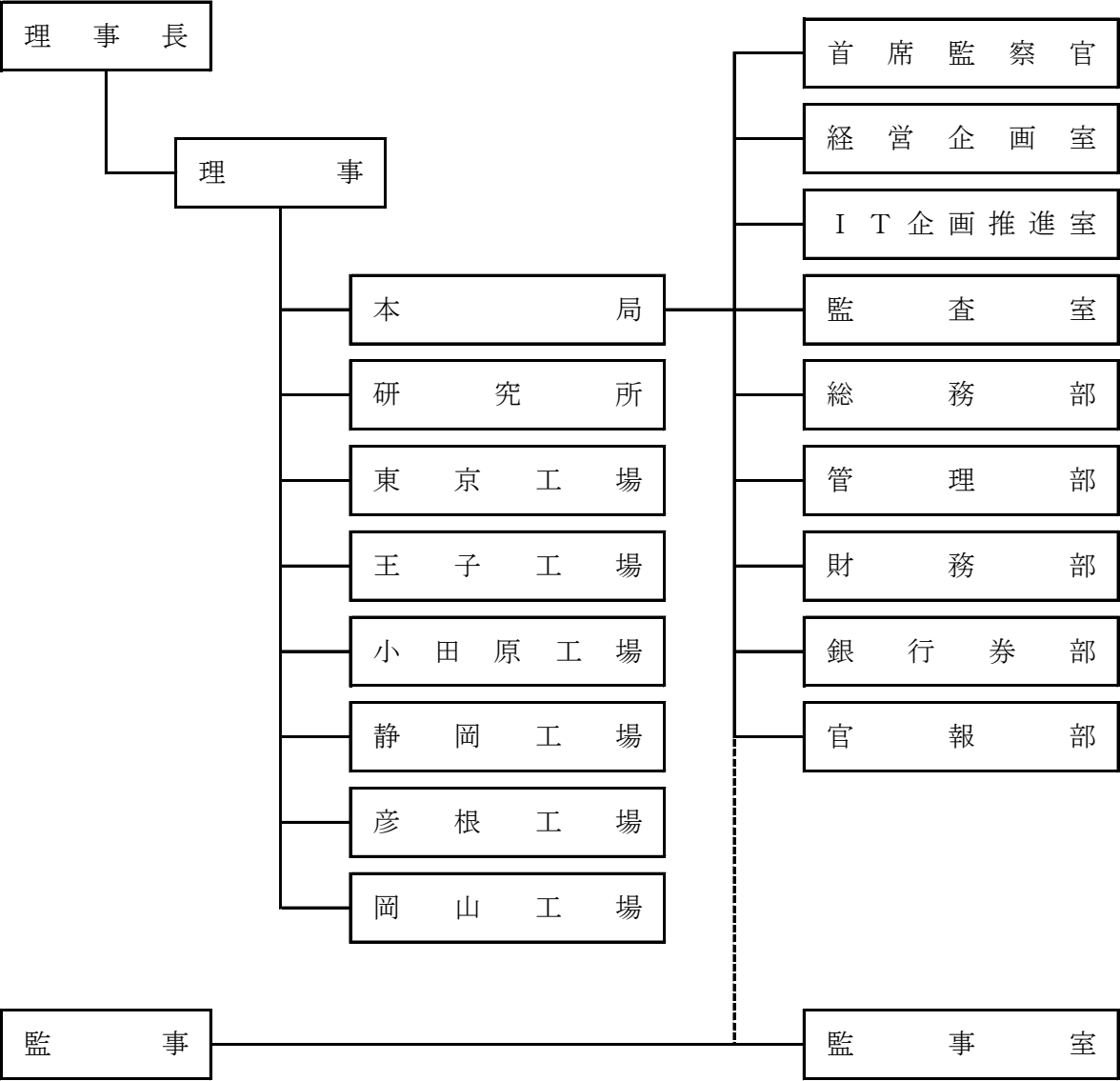
(2) 設立に係る根拠法

国立印刷局法

(3) 主務大臣

財務大臣（財務省理財局国庫課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

本 局	105-8445	東京都港区虎ノ門 2-2-3
研 究 所	256-0816	神奈川県小田原市酒匂 6-4-20
東 京 工 場	114-0024	東京都北区西ヶ原 2-3-15
王 子 工 場	114-0002	東京都北区王子 1-6-1
小 田 原 工 場	256-0816	神奈川県小田原市酒匂 6-2-1
静 岡 工 場	422-8004	静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1
彦 根 工 場	522-0027	滋賀県彦根市東沼波町 1157-1
岡 山 工 場	704-8112	岡山県岡山市東区西大寺上 3-4-70

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
資産	268,366	266,838	266,512	273,300	272,228
負債	70,521	65,495	62,933	66,147	60,861
純資産	197,844	201,343	203,580	207,154	211,367
行政コスト	64,038	61,572	63,828	70,859	72,446
売上高	68,217	65,604	66,558	74,374	78,768
売上原価	50,783	49,136	53,436	60,208	61,546
販売費及び一般管理費	12,803	11,715	9,959	10,995	10,187
営業外収益	400	395	444	487	626
営業外費用	211	432	397	790	371
特別利益	0	7	82	0	475
特別損失	242	290	36	62	140
当期総利益	4,579	4,435	3,256	2,806	7,625
業務活動による キャッシュ・フロー	9,639	8,981	12,401	11,191	15,516
投資活動による キャッシュ・フロー	22,827	△16,822	△37,948	△3,017	△17,396
財務活動による キャッシュ・フロー	－	－	－	－	△2,185
資金期末残高	54,947	47,107	21,559	29,733	25,667

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

i 予算

(単位：百万円)

区 分	合 計
収入	
業務収入	90,376
その他収入	491
計	90,867
支出	
業務支出	72,033
人件費支出	34,222
原材料支出	15,544
その他業務支出	22,267
施設整備費	16,388
計	88,421

(注1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものです(収支計画及び資金計画についても同様です。)

イ 事業収入として、銀行券は、28.5億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

ロ 人件費のベースアップ伸び率を3.18%で見込んでいます。

(注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎等の固定資産支出額です。

(注3) 上記の金額は、消費税を含めた金額です。

ii 収支計画

(単位：百万円)

区 分	合 計
収益の部	
売上高	82,160
営業外収益	475
特別利益	—
計	82,635
費用の部	
売上原価	65,632
販売費及び一般管理費	12,328
営業外費用	222
特別損失	—
計	78,182
当期純利益	4,452
当期総利益	4,452

(注) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

iii 資金計画

(単位：百万円)

区 分	合 計
資金収入	131,342
業務活動による収入	90,349
業務収入	81,688
その他収入	8,661
投資活動による収入	13,100
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	27,894
資金支出	102,457
業務活動による支出	78,269
原材料支出	14,096
人件費支出	37,879
その他支出	26,294
投資活動による支出	24,188
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	28,886

(注) 上記の金額は、消費税を含めた金額です。

詳細につきましては、令和7年度事業計画をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

i 貸借対照表

流動資産： 現金及び預金、売掛金、棚卸資産等

有形固定資産： 建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、土地等
長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産： 有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、特許権、
ソフトウェア等具体的な形態を持たない資産

投資その他の資産： 投資有価証券等

流動負債： 買掛金、未払金等の短期的な支払債務

固定負債： 退職給付引当金等将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越計上するもの

資本金： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金： 通則法第 46 条の 2 の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付に要した費用のうち主務大臣が国庫納付額から控除を認める費用等

利益剰余金： 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

ii 行政コスト計算書

損益計算書上の費用： 損益計算書における売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失

行政コスト： 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

iii 損益計算書

売上高： 製品販売等の業務活動によって獲得された収益

売上原価： 売上高の獲得に直接的に要した費用

販売費及び一般管理費： 管理部門の人件費や各種経費

営業外収益： 受取利息等の収益

営業外費用： 固定資産除却損等の費用

特別利益： 固定資産の売却等の利益

特別損失： 減損損失等の損失

iv 純資産変動計算書

当 期 末 残 高： 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

v キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー： 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー： 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却や定期預金の預入・払戻による収入・支出等

財務活動によるキャッシュ・フロー： 不要財産に係る国庫納付等による支出等

(2) その他公表資料等との関係の説明



事業紹介動画



報告書・パンフレット

<環境報告書>



<事業案内パンフレット>



<信頼のものづくり>



<突撃！お札の星の製造工場>



詳細につきましては、国立印刷局ホームページをご覧ください。